

**(塩出議員)**

近年、教育現場ではいじめや不登校、虐待、保護者とのトラブルと大変複雑化しており、教員だけで対応や問題解決することが非常に難しい案件も増えています。このため、文部科学省は令和2年度から問題が深刻化する前に法的知見で解決を図るスクールロイヤー制度の導入を各都道府県へ促しており、本県においても、県立学校と市町村立小中学校を対象に本制度が導入されております。



そこでまず本制度を導入した背景と事業内容、及び活用までの手続きについてお示しく下さい。

【義務教育課長答弁】

現在の学校では、深刻な児童生徒間のトラブルや外部からの過剰な要求など学校だけで対応することが困難な事案が生じています。このような場合に、初期段階から弁護士に関わってもらうことで事案の深刻化を予防し、速やかな問題解決につなぐことを目的として、学校が費用負担することなく、直接弁護士から助言を受けられる相談制度を始めたものです。

相談を希望する学校は、県教育委員会に申し込み、県教育委員会が対応する

弁護士を学校へ紹介し、相談につなげています。

(塩出議員)

次に直近3年間の活用実績をお答えください。また、その実績や本制度をどのように評価されているのかお伺いします。

【義務教育課長答弁】

本県の公立学校が県教育委員会を通して弁護士へ相談した件数は、令和3年度は11件、令和4年度は22件、昨年度は39件です。相談件数は年々増加しており、本制度の趣旨が学校へ浸透してきていると認識しています。

また、県教育委員会が本制度を構築したことにより、事案の深刻化を予防することや、速やかな問題解決、教職員の負担軽減につながっていると認識しています。

(塩出議員)

先日、本制度に関して使いづらいとの声をいただきました。具体的には、学校が市町村教育委員会を通じて県教育委員会へ相談を申し込む際の手続きの中で、「当該市町村教育委員会の顧問弁護士等では十分な対応ができないと判断した場合」と県弁護士への相談の条件のようなものが記されており、まずは当該自治体の顧問弁護士等に相談をすることが前提のような表現となっているため、県のスクールロイヤー制度の活用を躊躇してしまうとのことでした。

そこで学校が本制度を活用したいと思った時にもっと気軽に活用できるよう、この表現を変更していただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

【義務教育課長答弁】

現在、市町村が独自の弁護士に相談できる体制がある教育委員会は全部で56市町村であり、概ね県内の相談体制は構築されていると認識しています。そのため、本制度は、地域の実情に詳しい当該市町村の顧問弁護士等の活用を前

提としながら、教育問題の経験豊富な県の弁護士からも助言を受けることができているものとしていますが、学校が抱える問題が多様化している実態も踏まえ、市町村が本制度をより一層活用できるように、今後とも検討してまいります。

(塩出議員)

次に、この制度を導入している大阪府では年間 100 件ほどの相談件数があり、大阪府と比べても、また先ほどの現場の方のお話を踏まえましても、利用しづらい側面があるのか、制度の周知がまだ足りないのか、スムーズな相談につながっていないケースがあるのではないかと感じたところです。

そこで現在、本制度をどのように周知しているのか、また今後、本制度の活用について更なる周知を図っていただきたいと思いますがご所見をお伺いします。

【義務教育課長答弁】

年度初めの時期に、各学校へ本制度の周知や活用を促す通知文を発出するとともに、各種研修会において、具体的事例を交えながら、弁護士相談の有用性を各学校の管理職等に紹介しています。

また、弁護士を活用したことがない学校がその相談をためらうことも考えられるため、今年 8 月に、現場の教員と弁護士が意見交換やグループワークを行う県弁護士会主催のセミナーを市町村へ案内し、学校が弁護士相談を身近なものとして捉えてもらう機会を設けたところです。

今後も、こういった機会などを通じて制度の周知を図るとともに、各学校で更に活用されるよう、取り組んでまいります。

(塩出議員)

次に、相談体制についてご提案です。現在は面談または電話のみの相談となっていますが、弁護士事務所までの往復移動時間を考えると学校現場の負担の

少ないオンラインでの相談も可能としてはいかがでしょうか。ご見解を伺います。

【義務教育課長答弁】

弁護士相談の内容には、児童生徒や保護者の個人情報が多く含まれることから、これまでは、実績として、対面のみで弁護士相談が実施されてきました。しかしながら、内容によっては、電話やオンラインで行うことも可能であると考えられるため、担当する弁護士の意向も踏まえつつ、今後は、多様な手段を学校が選択できるよう、本制度の在り方について検討を進めてまいります。

(塩出議員)

スクールロイヤー制度は、学校で発生する様々な案件に対し法的助言を行うことにより早期解決を図るとともに、教職員の負担軽減にもつながるなど、重要な役割を果たすものであります。今後、この制度が広く活用されるよう、その趣旨について一層の周知を図るとともに、校長や市町村教育委員会等の現場の声も参考にしながら、真に利用しやすい制度となることを期待します。